平成２２年（フ）第３５９号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―313号
債務者　桝田　久義
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１９号
福岡市早良区高取１丁目21番４―401号
債務者　田中　友完
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９３号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目16番１―205号
債務者　田上　豊久
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５７号
福岡市中央区清川２丁目11番３―210号
債務者　竹下　純子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７９号
福岡市南区皿山３丁目９番22―301号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４４号
福岡市博多区銀天町３丁目６番27号
債務者　江藤　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９６号
福岡県朝倉郡筑前町朝日671番地９
債務者　松下　裕貴
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２９号
福岡市南区長丘２丁目16番８―204号
債務者　阿部　　都
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３５号
福岡市西区福重団地５番1305号
債務者　橋本美知子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
福岡県春日市小倉３丁目156番地１ペントハウス春日201号
債務者　松田　昭夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５７号
福岡市博多区板付４丁目６番３号
債務者　中村　章子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０９号
福岡市東区原田１丁目45番10―502号
債務者　成富　義廣
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２５号
福岡県朝倉市牛鶴346番地１
債務者　大楠　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
福岡市中央区地行２丁目10番９―102号
債務者　大楠　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２８号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目18番５号
債務者　河内　俊幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４１号
福岡市中央区今川２丁目15番16号
債務者　押川貴代美（旧姓坂瀬）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４６号
福岡市博多区博多駅南３丁目５番18号
債務者　野崎　啓子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部